

国立大学法人奈良教育大学施設整備委員会規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年2月10日規則第10号

改正 平成17年2月24日規則第20号

改正 平成18年3月16日規則第26号

改正 平成24年3月22日規則第22号

(設置)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学施設整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、施設及び環境の整備に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 施設整備長期計画に関すること。
- 二 環境整備計画に関すること。
- 三 既存施設の有効活用等に関すること。
- 四 施設の管理運営に関すること。
- 五 その他施設及び環境の整備に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 理事（総務担当）
- 二 副学長（企画担当）
- 三 副学長（研究担当）
- 四 教授会において選出された者 2人
- 五 事務局長
- 六 施設課長
- 七 教務課長
- 八 学長が指名する者 若干名

2 前項第四号及び第八号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第四号及び第八号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任の禁止)

第5条 第3条第1項第四号に掲げる委員は自己評価委員会、財務委員会、学術研究推進委員会、人事委員会、教務委員会、教育実習委員会及び学生委員会の「教授会において選出された者」として選出される委員を兼ねることはできない。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、理事（総務担当）をもって充てる。

(副委員長)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員長を補佐する者として、副委員長を置くことができる。

2 副委員長に関して、必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会)

第8条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(専門部会)

第9条 委員会は、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関して、必要な事項は、別に定める。

(ワーキンググループ)

第10条 委員会は、設置期間限定のワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループに関して、必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(学長への報告)

第12条 委員会で決定した重要な事項は、学長に報告する。

(事務)

第13条 委員会の事務は、施設課が処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第10号）

1 この規則は、平成17年2月10日から施行し、平成17年2月1日から適用する。

2 国立大学法人奈良教育大学施設整備委員会規則（平成16年奈良教育大学規則第19号）の適用にあたり、総務担当理事が欠員の場合は、第6条第2項中「理事（総務担当）」を「副学長（企画担当）」に読み替えるものとする。

附 則（平成17年規則第20号）

1 この規則は、平成17年2月24日から施行する。

2 第3条第1項第二号の規定により、平成16年4月1日より委員となった者のうち、半数の委員の任期は第4条の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則（平成 18 年規則第 26 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 22 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。